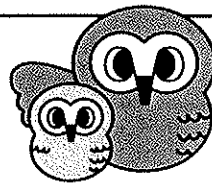


ふくろニュース

第9回定時総会および 消費者行政フォーラム開催のご案内



2003年にNPO法人として認可された消費者ネット広島は、2008年1月に適格消費者団体として認定を受け、消費者団体訴訟制度による活動をはじめて3年が経ちました。昨年10月には貸衣装店に対して当団体として初の差止請求訴訟をするとともに、今年1月には認定の有効期間の更新を完了。消費者被害の未然・拡大防止を行なう団体として、消費者の期待に応える活動を更に進めていきます。

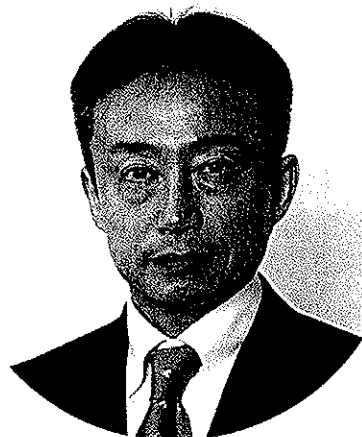
消費者ネット広島では、定款第20条に基づき、下記の要綱で第9回定時総会を開催いたします。また、他の消費者団体との共催で、消費者庁長官の福嶋浩彦氏をお招きし、消費者行政フォーラムを同日開催することになりました。

会員の皆さまはもとより、広く県民・消費者の皆さまをお誘いあわせのうえ、ご参加いただきますようご案内申し上げます。

日時 2011年6月4日(土) 13:30~16:30
会場 八丁堀シャンテ 3階 鯉城(松・竹)
広島市中区上八丁堀8-28(Tel.082-223-2161)

《消費者フォーラム》

- ★記念講演 (13:30~15:00)
演題「地方消費者行政の拡充と地域ネットワーク」
講師 消費者庁長官 福嶋 浩彦 氏
- ★消費者被害についての寸劇 (15:10~15:25)
廿日市市の劇団あじさい(廿日市市)による寸劇



《消費者ネット広島 第9回定時総会》(15:30~16:30)

- 第1号議案 2010年度事業報告並びに会計収支決算報告承認の件
- 第2号議案 2011年度事業計画並びに会計収支予算決定の件
- 第3号議案 役員改選の件

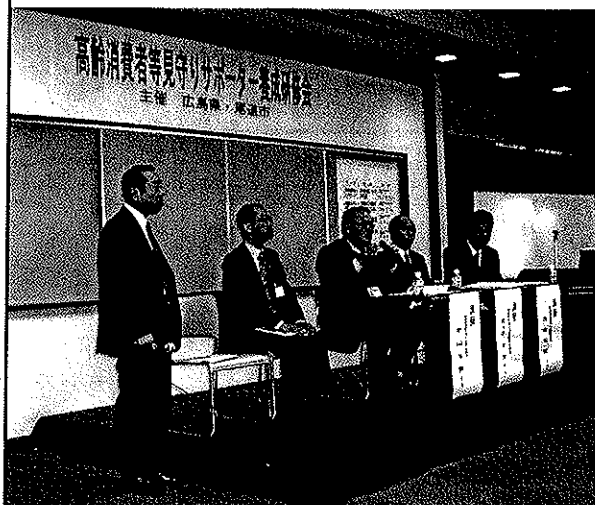
※出欠通知、委任状は5月23日(月)までにFAXまたはメールでご返送下さい。

広島県消費者月間行事

- 消費者月間講演会2011
日時 5月27日(金) 13:30~16:00
場所 RCC文化センター7階701・702
演題 「消費者力を高めよう~自分のため、
地域のため、社会のため~」
講師 東 珠実 氏(椋山女学園大学教授)
主催 広島県

広島市消費者月間行事

- 消費者のひろば
日時 5月28日(土) 11:00~17:00
場所 シャレオ中央広場
内容 クイズラリー、コント、活動発表他
- 消費生活弁護士相談会(無料)
日時 5月28日(土) 10:00~16:00
場所 消費生活センター研修室
内容 消費生活に関して、弁護士が直接
相談対応



高齢消費者等見守り サポーター養成研修 開催

～県内4市1町で 計343名の参加～

消費者ネット広島は、「地方消費者行政活性化基金」を活用し、広島県から委託され「高齢消費者等見守りサポーター養成研修」を、1月28日の大竹市を初めに、2月16日に尾道市で、3月は呉市、東広島市、安芸太田町で開催し、計343名の参加をいただいた。(別途、1市1町は出前講座として開催)

この研修は、高齢者等を狙った詐欺事件や悪質商法による被害が増加している近年、日頃から地域で高齢者のお世話をする機会の多い民生委員や介護関係者等の皆さんを対象に、消費者トラブルについての知識と被害の発見・通報、相談窓口への誘導方法などについて学び、地域の自治体や警察と関係団体・個人が連携し、消費者被害のない安心して暮らせる地域づくりを推進することを目的に実施した。

講師は3名。まず各市町の消費生活相談員の方からは、最近の相談事例を交えながら、高齢者の3つの不安(孤独、健康、お金)につけこみ、優しく言葉巧みに勧誘する手口や被害に遭った時のクーリングオフの仕方について紹介。警察からは、県内で発生した「振込め詐欺」「点検商法」などの事例紹介や、高齢者の被害では、業者が電話帳から高齢者に多い特徴的な名前を選んで掛けてくるケースがあることを紹介。そして地域包括支援センターなど福祉関係の職員さんからは、認知症などで判断能力が不十分な方への成年後見制度などの高齢者の生活を支える制度について紹介いただくなど、それぞれ高齢者との関わりの中からお話いただいた。



高齢者の消費者被害防止の上で、見守る側に必要な知識の習得と関係窓口への橋渡しが大切である。今年度も引き続き、その他の市町でこの研修を計画している。

近所付き合いが希薄になっている現在、地域に消費者被害防止の意識が定着し、自立的な見守りネットワークが広がるよう、当団体も関わっていききたい。

事務局長 佐藤 第一郎

このたびの東日本大震災に際し、被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

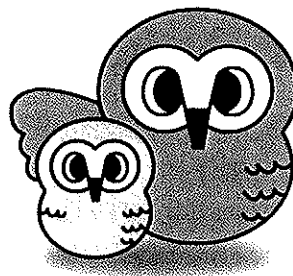
震災に便乗した悪質商法、義捐金詐欺にご注意ください

- ・実家の両親宅に業者が訪れ、「地震で瓦が落ちている。すぐ修理が必要だ」と勧誘…
- ・「北海道のカニを半額で買って。売上の一部を震災の義捐金にする。」との電話勧誘が…
- ◆被害に遭いそうになったとき、被害に遭ってしまったときは、すぐにお住まいの市町の消費生活センター等にご相談ください。

2010 年度第 3 回 相談員との学習・情報交換会

日時：2011 年 3 月 25 日（金）17：30～19：00

会場：消費者ネット広島 事務所



消費生活センターで受け付けた事例で、結婚相手紹介サービスの事業者に返金を求めて交渉したけれど、事業者は「返金はしない。訴訟をしてくれ」という対応。会員規約等の問題点について学習・情報交換するため、急遽開催した。（相談員 6 名、弁護士 1 名、行政書士 1 名の計 8 名参加）

この事業者は、以前にも同様の対応をしており、相談者が少額訴訟を提起し、半額が返金された経緯があります。

〈事例〉 相談者 40 代女性
 契約日 平成 22 年〇月〇日
 契約金額 88,280 円
 契約期間 3 ヶ月（口頭で 1 年間に延長すると説明）

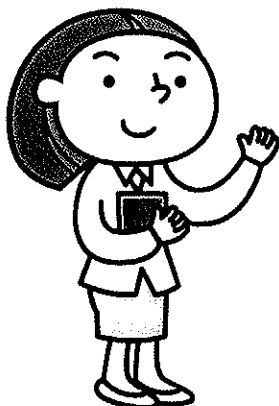
以上から、特商法に定める特定継続的役務提供に該当します。

●書面の問題点

- ① 概要書面と契約書面は条項が全く同じで、契約書面に、金額の内訳と入金日・入金額が追加で記載されているだけ。それを同日交付。概要書面を交付して消費者に検討する機会を与える趣旨から外れている。
- ② 条項に記載の用語と契約金の内訳の用語が異なり、一貫性がない。
- ③ クーリングオフの記載が不十分。
- ④ 中途解約に関する記載が不十分。
- ⑤ 役務提供期間の記載がない。

●提供役務の質の問題点

- ① 契約期間中の情報提供は、契約時の会員に限定、契約時以降の新たな会員情報は提供されない。
- ② 月に最低 5 名紹介すると説明を受けたが、会員情報が少ないため、実行されない。
- ③ お見合いの設定をしてもらったが、相手には自分の情報（母子家庭）が知らされていなかった。そのため、その事実が分かると相手の態度が一変した。
- ④ 口頭で、期間を 1 年間に延長すると説明を受けているが、説明どおりであれば、現在まだ契約期間が継続しているはずなのに、問合せに対して誠実な対応はなく、8 月 20 日以降一切連絡がない。



適切な書面の交付がないことからクーリングオフを主張し、対応が無ければ少額訴訟を検討する、自治体の消費生活条例で取り締まることを求める、消費者ネット広島の検討委員会で取り上げるなどの意見がでました。今後も相談員からの情報提供や要望を受けて学習会を開催し、適格消費者団体の活動につなげたいと思います。

最近の新聞記事でも結婚相手紹介サービスのトラブルが取り上げられるなど、相談が増加していて、問題が多い業界についてのタイムリーな事例検討でした。
 （理事 川手 三枝子）

消費生活専門相談員養成講座 開催のお知らせ

情報化の進展や商品の多様化により、製品事故・悪質商法等、県民生活を脅かす消費者問題が多発しており、誰がどこに住んでいても、身近な相談窓口で相談できる体制を整備することが求められています。この体制整備の一環として、県内自治体において消費生活相談員として従事する意欲がある人等に対して、県内2会場で消費生活相談員養成講座を実施します。

会 場	広島会場（広島YMCA） 広島市中区八丁堀 7-11	福山会場（福山プラザホテル） 福山市住吉町 1-40
日 程	2011年6月 18日(土)、19日(日) 2011年7月 2日(土)、3日(日)、9日(土)、10日(日)、 16日(土)、17日(日) 【8日間】	2011年7月 16日(土)、17日(日)、23日(土)、24日(日)、 30日(土)、31日(日) 2011年8月 6日(土)、7日(日) 【8日間】
主な講義	「消費者行政の現状」「経済のしくみと暮らし」「消費生活相談に必要な法律知識（民法、消費者契約法、特定商取引法、割賦販売法）」「公正・自由な競争の確保に関わる法律知識（独禁法、景品表示法）」「製品の品質、安全性に関わる法律知識」「環境問題の基礎知識」「旅行業の基礎知識」「多重債務問題に関わる法律知識」「金融・保険の基礎知識」「繊維製品・クリーニングの基礎知識」「情報通信サービス」「不動産関係の法律知識」「小論文の書き方」など	
定 員	広島会場 70名 福山会場 30名（事前申込が必要） 定員を超える場合は、応募動機、地域等を考慮して受講者を決定します	
受講料	無料（但し、教材（くらしの豆知識）費として450円程度が別途必要。）	
応募条件	将来、消費生活相談員としての資格を取得して相談業務に従事しようとする意志のある方、または消費者問題に関心のある方で、全日程の受講が可能な方 ※本講座を受講し、資格取得しても就職を保証するものではありません	
申込方法	受講希望者は、「受講申込書」に必要事項を明記し、広島会場は、5月30日(月)までに、福山会場は6月24日(金)までに特定非営利活動法人 消費者ネット広島に申し込みを（締め切り後、選考して受講を決定します）	

※養成講座の詳細および申込書は、当ネットまたは広島県のホームページをご覧ください。

主 催：広島県

実施主体：消費者ネット広島



みんなの力で消費者の権利を育てよう



適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者ネット広島

住所：広島市中区鉄砲町1番20号 第3ウエノヤビル 3階 D号室
電話：082-962-6181 H P：<http://www.shohinet-h.or.jp/>
発行：2011年5月